

令和5年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和5年11月10日 開会

令和5年11月10日 閉会

令和5年11月10日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 18 名

農業委員出席委員

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 脇 坂 英 治  | 2 番 近 藤 千 鶴  | 4 番 齊 藤 学    |
| 5 番 佐 野 守    | 6 番 佐 野 均    | 7 番 佐 野 強    |
| 8 番 伊 藤 照 男  | 9 番 近 藤 雅 隆  | 10 番 村 松 義 正 |
| 11 番 富 永 政 則 | 12 番 宮 島 孝 子 | 13 番 遠 藤 光 浩 |
| 14 番 旭 一 昭   | 15 番 荻 真 教   | 16 番 後 藤 文 隆 |
| 17 番 佐 野 むつみ | 18 番 内 堀 忠 雄 | 19 番 杉 山 弘 子 |

欠席委員

3 番 赤 池 勝

農地利用最適化推進委員出席委員

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 土 井 治    | 2 番 塩 川 金 彦  | 3 番 渡 井 清 孝  |
| 4 番 渡 邊 勝 彦  | 5 番 竹 川 篤 志  | 6 番 村 松 慎 一  |
| 7 番 土 井 一 彦  | 8 番 加 藤 文 男  | 9 番 藤 浪 庸 一  |
| 10 番 有 賀 文 彦 | 11 番 鈴 木 四 郎 | 12 番 篠 原 兼 義 |
| 13 番 牧 澤 邦 彦 |              |              |

欠席委員

なし

事務局職員

|          |           |         |         |
|----------|-----------|---------|---------|
| (併) 事務局長 | 野 毛 裕 紀 子 | 次長兼振興係長 | 望 月 伸 浩 |
| 主任 主 査   | 押 尾 貞 治   | 主 査     | 池 田 幸 司 |
| 主 査      | 滝 口 悠 美   |         |         |

事務局

皆さん、こんにちは。お疲れさまでございます。

それでは、会議に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。

先に配付させていただきました議案と、本日、机上配付物としまして、農地法の規定による申請（届出・許可）について取下・取消願の処理状況、議案に係る別冊航空写真、農地改良届出書の受理状況、総会終了後に行います農地利用最適化推進会議の資料と、あと農業会議情報、そしてあと11月23日に行われます農業祭の御案内のほうを置かせていただいておりますけれども、こちらにつきましても、近藤委員、村松委員につきましては、別に御案内のほうを置かせていただいておりますので、机の上に置いてありませんけれども、そのほかの委員さんにつきましては、農業祭の案内のほうを置かせていただいております。また、こちらにつきましても、推進会議の中で説明のほうをさせていただきますので、よろしくお願ひします。そのほか、11月分の活動日報、こちらにつきましても、来月の総会の際に記入の上、提出をお願いします。そして、農地の苦情につきましては、該当地区の委員さんに地図とともに置かせていただいております。

また、先月25日の日に行われました地区別農地利用最適化研修会に欠席された方につきましては、資料を置かせていただいておりますので、また確認のほうをしていただきたいと思います。

以上、配付漏れはございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、お願いします。

議長 会長 齊藤 学（以下同じ）

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、会議に入る前に、3番 赤池 勝委員から本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので、御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、「農地法の規定による申請について、取下・取消願の処理状況」を事務局に報告させます。

事務局。

事務局

本日、配付しました、令和5年10月16日から令和5年11月9日までの農地法の規定による申請（届出・許可）について、取下・取消願の処理状況を御覧ください。

第1項について、所在地等は議案のとおりです。令和5年9月20日、所有権移転あっせん申出書が提出されましたが、都合により令和5年10月20日に取下願が提出されました。

続きまして、第2項から第5項までについて、所在地等は議案のとおりです。平成26年5月12日農地法第3条許可申請、受付番号第58号から61号までで受理しておりましたが、都合によ

り令和5年10月25日に取消願が提出されました。

報告は以上です。

議長

処理状況であります。質疑があれば質疑を許します。

御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日1日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、8番 伊藤照男委員、9番 近藤雅隆委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会議録署名人に8番 伊藤照男委員、9番 近藤雅隆委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第62号から議第69号です。

初めに、報第62号から報第66号まで一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

事務局です。

令和5年9月21日から令和5年10月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1及び2ページを御覧ください。

朗読します。

報第62 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が6件提出されました。

続きまして、議案の3及び4ページを御覧ください。



朗読します。

報第63号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の届出が受理されました。

続きまして、議案の5ページを御覧ください。

朗読します。

報第64号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の届出を受理しました。

続きまして、議案の6及び7ページを御覧ください。

朗読します。

報第65号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、6件の届出を受理しました。

続きまして、議案の8ページを御覧ください。

朗読します。

報第66号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのに当たり、当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、2件の特例農地の利用状況を通知しました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第62号から報第66号まで報告済みとします。

「議第64号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

事務局です。

議案の9ページを御覧ください。

議第64号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は粟倉で、ふるさと産業農民市場の西に位置する農地です。受け人は粟倉にお住まいの方になります。渡し人は議案書のとおりですが、地役権設定となります。

地役権とは、他人の土地を自分の土地の利便性を高めるために利用することができるという権利であり、利用する他人の土地を承役地、利便性を高めようとする土地を要役地といいます。

今回の申請者、受け人は、お手元の航空写真上、要役地と記載されています。申請地、南側の畑を所有しており、申請地を通らなければ侵入できない、いわゆる袋地となっています。承役地となる申請地がこれまで通行を黙認していた地主から所有権移転され、新たな所有者となったことから、通行するための地役権を正式に設定するため、今回、申請に至ったものとなります。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

第2項について、修正がございます。申請者から申請書の訂正申出があり、受け人の稼働人員が現在、議案書上3名となっておりますが、7名となります。

申請地は北山で、時之栖スポーツセンター富士宮グラウンドの北西に位置する農地となります。受け人は、小泉に住所がある新規就農者で、渡し人は議案書のとおりです。売買契約となります。

受け人は住所が小泉となっておりますが、実家が北山にあり、申請地近くに居住しております。新規就農するため近傍に農地を探していたところ、渡し人が転居のため、農地を手放したく、受け人に相談をし、希望が合致したことから申請するに至ったものです。受け人は、他に農地を所有しない新規就農者となり、申請地では、サツマイモ、タマネギ、栗等の多品目を栽培する計画となっています。受け人の許可後耕作面積は5,539平方メートルで、稼働人員は7名となります。

続きまして、第3項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は上井出で、上井出簡易水道浄水場の南に位置する農地です。受け人は上井出にお住まいで、渡し人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受け人は申請地の隣地で牧草を栽培しており、隣接狭小地の申請地を現在も合わせて管理し、一体利用しています。今回、申請者と売買について合意に至り、所有権移転したく申請するに至ったものです。受け人は牧草を栽培する計画です。受け人の許可後耕作面積は3万5,840平方メートルで、受け人の稼働人員は2名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

申請地は半野で、半野区区民館の東に位置する農地です。受け人は青木平にお住まいの新規就農者で、渡し人は議案書のとおりです。売買契約となります。

受け人は幼稚園の保母をしており、自身が耕作でき、勤め先の園児及びその保護者が農業体験できる農地を探しており、知人を通じて休耕地を所有している渡し人が見つかり、所有権移転したく申請に至ったものです。受け人はキュウリやミニトマト、芋類等、多品目を栽培する計画です。受け人の許可後耕作面積は960平方メートルで、稼働人員は1名となります。

続きまして、第5項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

申請地は上柚野で、市立柚野保育園の北に位置する農地です。受け人は、半野にお住まいの新規就農者で、渡し人は議案書のとおりです。売買契約になります。

申請地は、所有者が死亡し相続を受けた市外在住の親族が共有で持っており、管理ができず、所有権移転を模索していたところ、受け人が見つかり、申請に至ったものです。この後、隣地について、原野、宅地の非農地証明申請も併せて行っております。受け人はナスやキュウリ等を栽培する計画です。受け人の許可後耕作面積は626平方メートルで、稼働人は1名です。

以上、第1項から第5項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの上程議案のうち、2項及び4項について、担当委員の調査報告をお願いします。

18番。

18番 内堀忠雄委員

ただいま審議中の第2項の調査結果について報告します。

11月9日、受け人と申請地でお会いし、お話を聞きました。受け人は新規就農で、タマネギ、カンショ、栗を中心に、自給的野菜の栽培を計画しています。農業経験はありませんが、近くに住んでいる祖父や知人の指導を受ける予定です。受け人は家族で建設業を営んでおり、家族労働力のほか、繁忙期には会社の従業員の労力も予定をしております。作物の栽培は慣行栽培を計画しており、地域の農地の利用調整に協力するということです。

地域や周辺農地への影響、農地の効率的な利用に支障はないものと思われまます。申請書のとおり、問題ないものと思われまますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

17番。

17番 佐野むつみ委員

17番、佐野です。ただいま審議中の第4項の調査結果について報告します。

11月9日、午前10時10分頃より、申請人の代理人、■■■■行政書士、伊藤照男農業委員、事務局1名、私とで現地調査を行いました。現況は休耕地であったため、草は出ているものの、手を加えれば十分作物は収穫できるものと判断しました。許可後、6年の2月頃より整地、5月頃より作付の予定となっており、内容については、事務局の説明どおり問題ありません。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

5項の説明も担当からあるということですので。

7番。

7番 佐野 強委員

ただいま審議中の第5項についての調査結果について報告します。

去る11月6日、申請者代理人の■■■■行政書士、工務所の■■■■様、あと事務局2名、それと私と篠原推進委員と現地についてお話を聞きました。

申請地につきましては、キュウリの栽培をしていましたが、所有者が高齢で耕作できなくなり、その後、死亡して、現在は未耕作状況です。

受け人は新規就農者で、前職の養護学校にて、生徒との屋外事業で野菜等の栽培指導歴があり、申請地には、先ほどちょっとお話しました野菜とサツマイモ、ジャガイモを栽培する計画です。周辺における影響や農地の効率的にも問題ありません。また、受け人の農機具の保有や購入計画があり、技術、経験も備えており、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく願いします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第64号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第64号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明させます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の11ページを御覧ください。

朗読します。

議第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。なお、本件に係る静岡県農業委員会ネットワーク機構から許可相当の答申があった場合において農業委員会会長が許可の処分をする。

第1項及び別冊航空写真6ページを御覧ください。

申請地、申請人は、議案のとおりです。航空写真の白枠の部分が4条申請地です。白い破線の部分は全体計画地となります。なお、議案の13ページの5条許可申請の承認につきましても、同じ全体計画内の案件となります。

計画地には全体的に傾斜があるため、土が流れることから、これを是正するため、北側の高さに合わせた改植及び農地改良に伴う盛土事業として計画されており、このうち、当該申請地については、盛土事業の調整池及び維持管理の保安地、のり面等に恒久転用しようとするものです。

申請地はあさぎりフードパークの南に位置しており、山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に該当いたします。代替性の検討につきましては、検討しまして、区域の最下流に調整池を設置する必要があるため、当該申請地を選定したものとなっております。

資金は自己資金により確保されております。

計画地につきましては、県盛土条例の申請がなされており、盛土条例に基づく許可申請の結果を証する書面を提示、または写しを提出することを条件として許可を行います。

また、工期につきましては、令和6年1月15日からを予定しますが、農地転用に該当する工事の開始時期につきましては、盛土条例の許可日以降となります。万が一、被害が発生した場合は、申請者の責で解決します。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

9番。

9番 近藤雅隆委員

ただいまの議案について、現地調査報告いたします。

11月8日、司法書士の■■■■さん、それから■■■■と■■■■の代表、それから農業委員として自分、宮島農業委員、脇坂農業委員、あと農地利用最適化推進委員で地区の牧澤さんと、それから県の懸案であるものですから、齊藤会長にも御出席いただきまして、現地調査いたしました。

ここの部分を、要するに沈砂池ということで、■■■■さんからの説明で、この全体区域の奥のほう、次の5条から出てくるところなんですけど、山際からかなり水が出てくるものですから、そ

れをまず最初に、何ていうの、用悪というか、水路をつくるような感じのことで沈砂池をつくるということで説明を受けてきました。ちなみに■■■■さんですけど、残土を持ってきて埋めるということで話を聞いていました。建設残土ではないですよねということを確認しましたところ、そうではないということでした。よく地元でちょこちょこ見なければならぬのかな、計画どおりやってくれればよいなと思っています。よろしく御審議のほどお願いします。

議長

はい。

9番 近藤雅隆委員

また事務局、立米数とか何かあったら、後ほどでも構いませんし、説明をお願いします。

議長

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。

今回の盛土、全体計画の盛土量でございますけれども、約12万立米となっております。

以上です。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第65号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第65号は原案のとおり処理することに決定し、11月22日開催の静岡県農業会議常設審議委員会に諮ります。

「議第66号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。

議案の12ページを御覧ください。

朗読します。

議第66号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真の7ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。申請人が使用貸借により権利設定し、分家住宅に転用しようとするものです。

申請人は現在、アパートに居住しておりますが、手狭なため、自己用住宅の建設を検討していたところ、実家から土地を借りられることになったため、申請地を宅地として転用しようとするものです。

申請地は航空写真上の記載は漏れておりますが、法典寺の北東に位置し、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている農地で、第3種農地に該当するものとなります。周囲は北を道路、東と南を畑、西を宅地に接しております。

排水については、合併浄化槽による浸透柵の設置、周辺につきましては切土、盛土は行わず、現状のままでの使用となります。万が一、被害が発生した場合は自己責任にて対応します。

資金についてですが、借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第2項及び航空写真8ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。申請人が売買により権利取得し、資材置き場として転用しようとするものです。

申請人は、令和5年6月に当該申請地の南側にある工場を購入し、現在、鉄鋼業を行っております。資材を置くスペースが現在なく、工場の隣接地である当該申請地を資材置き場として、鉄板、鋼材を置くスペースとして利用したいというものになります。

申請地は、県道塩出尾崎線沿いの尾崎トンネルから西に約150メートルに位置する山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたが、ありませんでした。周囲は北を山林、東を雑種地、南を宅地、西を雑種地に接しておりますが、周辺に農地はなく、周辺への影響はないと思われまます。申請地周辺にはフェンスを設置するなど、被害防除措置を行い、万一の場合には自己責任において解決いたします。

資金につきましては、自己資金で確保されており、許可あり次第、着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは質疑を許します。御質疑ある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第66号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第66号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第67号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。

議案の13ページを御覧ください。

朗読します。

議第67号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

なお、本件に係る静岡県農業委員会ネットワーク機構から許可相当の答申があった場合において、農業委員会会長が許可の処分をする。

第1項及び別冊航空写真9ページを御覧ください。

白枠の部分が5条申請地となります。白い破線の部分は全体計画地となります。なお、先ほどの議案11ページの第4条許可申請の承認については、同じ全体計画内の案件となります。

申請地、申請人については議案のとおりです。

申請人は、計画地に全体的に傾斜があるため、土砂が流れることから、これを是正するため、改植及び農地改良に伴う盛土事業として計画し、このうち当該申請地については、上流より雨水の流入が激しく、農地が浸食されたため、農地改良としての盛土を行うため、一時転用しようとするものです。

申請地はあさぎりフードパークの南に位置しており、山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に該当する農地になります。

資金は借入れにて確保されております。

計画地につきましては、県盛土条例の申請がなされており、盛土条例に基づく許可申請の結果を証する書面を提示、または写しを提出することを条件としての許可を行います。

また、工期につきましては、令和6年1月15日から3年間を予定しておりますが、農地転用に該当する工事の開始時期については、盛土条例の許可日以降となります。事業完了後は農地へ復元



する計画となっております。万が一、被害が発生した場合は、申請者の責で解決します。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

9番。

9番 近藤雅隆委員

お世話になります。先ほどの11月8日の日に、同じところでしたので、出席したかたは全員同じでした。それと、これ基本的に今、現況、ここの5条の1項ですか。牧草畑になっているんですよ。以前、持っていた地主さんもこの役員の中にいらっしゃるんですけど、畜産基地事業で造成した土地になっています。それで、表土10センチぐらいだと思うんですけど、その表土を入れて置いて、それで埋土が終わった状況で元に戻す、牧草畑として利用するというのを、直接■■■の代理の方に確認をしてきました。それで、牧草は何かいいかなとかいうような話していましたが、地元でやっておられる■■■■さんですから、地元の方に聞いて、牧草をまいてもらえればいいんじゃないですかって話はしておきました。何ていうのかな、熱海の状況ではないですけど、そういうことがなければ、本当にいいんじゃないのかなと思っています。ぜひ気をつけてやってくださいねということは、行政書士の■■■■さんのほうにはお伝えしておきました。みんなで見ていような状況になると思いますけど、よろしくをお願いします。

以上です。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

はい。

6番 村松 慎一委員

この案件は大分面積も広大であるために、計画が1社、2社と出ていまして、何をやるのか全体像が見えてこないんですよ。確かに牧草地だから、牧草地を改良するというのは分かりますけど、そのほかにまだ予定されているところで、全然、表面化してないところありますよね。そういうところをどうするのか分かりましたらお願いします。

議長

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。

今回のこの計画地でございますけれども、大規模な案件でございます。県の盛土条例の対象とな

る案件になりますので、農地改良としてやる部分の申請と、今回、一時転用でございますけれども、あと、かつ恒久転用としては調整池としての転用部分、そしてそのほかには山林部分等を改植ということでの目的としての計画も合わせて、全体として盛土事業として今回、全体計画されているものになります。

農業委員会のほうに出されているものにつきまして、農地部分について出されている申請になりまして、全体の盛土としての案件につきましては県盛土条例の管轄となりまして、県の盛土対策課のほうで確認等はしているといった状況になっております。

説明は以上です。

議長

はい、どうぞ。

6番 村松 慎一委員

今、先ほどの■■■■ですか。そこによりますと、要するに調整池とか何とかってなっていますよね。用悪水路とか、いろいろのり面もあるみたいですけど、これ調整池までつくらなきゃなんないということは、これで山林まで最終的には手をつけるということになるんじゃないかと思うんですよね。そうしますと、相当、現在の土砂の搬入というのも、どこから来て、どこの土が来るとかというのまで、ある程度、明確でないといけないじゃないかなと思うんですけどね。

議長

事務局。

事務局 押尾主任主査

こちらの持ってくる土につきましても、当然、盛土対策課のほうでも確認はしておりますけれども、現地確認の際に説明を受けた内容としては、山土に近い土を持ってきて入れるというところの説明はいただいております。一部、建設残土というところを持ってくるというところではあるんですけども、今回、農地改良部分につきましては表土がありますので、そちらのほうは残しておきまして、土を入れた後にまた再度、表土をまた表面に敷き直すという形を取るという説明で聞いております。

説明は以上です。

議長

どうですか。

6番 村松 慎一委員

この申請者は東京の会社なんですけれど、この会社の目的って何ですか。

議長

事務局。

事務局 押尾主任主査

今回の4条の申請人の会社としては、そういった残土処分を目的とする会社というところになっ

てまいります。かつ別に全体として、盛土事業として計画をしている申請者は5条の申請人というところになっております。

説明は以上です。

議長

どうぞ。

6番 村松 慎一委員

すみません。4条といたしますと、所有者が■■■■ですよね。当然、4条ですから。けど、単なる埋土を目的とした事業じゃないかなという解釈も取れるんですが、どうですか。

議長

事務局。

事務局 押尾主任主査

いただいている申請につきましては、まず盛土というのは目的としては一つありますけれども、現状、やはり土地が傾斜がありますので、そちらを是正して平らにするための盛土というところの申請で今回ございます。その中での農地改良と改植というところになりますので、盛土としての目的は確かにございますけれども、その盛土の目的というのは、現在、防災上、どうしても土が流れてしまう状況を改善するための盛土というところで申請を受けている状態でございます。

6番 村松 慎一委員

盛土をして使用ができる土地にするということは分かりますが、先ほども言いましたように、結局、1社、東京の会社と地元の会社、それとまだ何ともなっていない計画ってありますよね。先ほど言ったように、全体像というのはどういうことになるのかというのは、まだ予定としてまだ上がってきてないですか。

議長

どうぞ。

13番 牧澤 邦彦委員

すみません。今、近藤さんが、■■■■の横ですかね、農地改良をして、今、約1万4,000平米、これを数年前は自分が持ち主で、それで大体いきさつは分かっているんですけど、今、質問されたことがもつとも、私も現地調査に行つてすごく懸念を持っていたんですよ。実はその4条申請のところの■■■■さん、全く関連して、全体で3万8,000平米の大規模な開発をやるということで、地元なもんですから、いろいろ聞いてみて、地元の方も非常に懸念を持っていて、地元酪農家さんからもいろいろ聞いています。そのほかにもいろいろ聞いている中で、今4条申請で、後で質問しようと思ったんだけど、あれだったんだよ。このところ、ある地元の農家の方が持っていて、それを■■■■さんが用地を買収して、ここへ大量の残土を搬入したいと。これも数年前からの計画だったらしいです■■■■さんがそれをどう利用するか分からん。地続きになるもんですから。■

■■■さんもキャンプ場を増設したいと。そうすると、隣接、それを利用するのかな、平らになった時点で利用するのかなと思って、地元としては思っていたもんで。ただ、今、質問があったように、全体が3万8,000平米という大規模開発、農地の部分に関しては、これはちょっと安心したんですけど、改良が終わったら農地としてまた戻してくれると。客土。その4条でかけたこっちの半分以上の分、そこがちょっと懸念するところがあって、一体的に盛土をすると。だから、かなりの立米数と、1日50台とか言っていましたけど、搬入の、地元としては非常に懸念しているところがある。道路も傷むし。これも地元の知らない間に■■■■さんのほうにもう権利移動がされていたもんで、自分もそこでちょっと苦言を呈したのは、何ていうのかな、司法書士の誰だったかな。結局、権利移動、原野だから、何ていうんですか、不動産登記法上。それもそれで非常にそれぞれの法律では妥当だと思うんだけど、自分が主張したのは農地法に基づいて権利移動してくださいと。それが筋ですよという話をしたんだけど、権利移動がされていたということで、筋道を通して権利移動するのが筋じゃないですかということを経地調査の立会いの中でお話したんですけどね。なので、いずれにしても、ここ盛土をどのぐらい入れるか分かりませんが、地元としても、その後、農地部分は農地に戻していただくということで了解得ていますのでいいんですけど、あとのその4条で出たところ、もう■■■■さんが入れて、どういう、もともと農地ですもんで、あそこは。原野であっても。だから、そこをどうしていくのかなというのが非常に懸念するところがあるんですよ。

以上です。

議長

事務局はどう聞いている。

事務局。

事務局 押尾主任主査

すみません。全体計画について再度、概要の説明になりますけれども、今回、非常に大きな計画面積になりまして、その中に農地部分の改良、これまた農地に戻すということになります。かつ、また別の場所で、ちょうど計画地の一番南側ですね。こちら4条申請地になりますけど、こちらは規模が大きい計画地でございますので、調整池の設置をするということになります。これやはり盛土条例上で求められるものになりまして、治安、防水上必要なものというところで設置をするものになります。その他の計画面積につきましては、大部分、山林の部分がございまして、こちらはまた改植ということで、再度、改植事業を実施していくというところで計画は聞いております。

事務局 望月次長兼振興係長

この案件につきましては、農地改良に伴う5条と、4条の転用があるということでありまして、委員さんがおっしゃった、その後のキャンプ場とかという話は現段階においては出ておりませんので、私どもが承知するところではありません。

今回につきましては、いわゆる5条の農地改良に伴う、農地改良を行うために4条の調整池が必要

になったっていうところでありまして、4条として転用という扱いになります。

そして、ちなみに4条につきましては、登記地目は原野、そして現況につきまして、農業委員会としましては、いわゆる農地として判断しました。現況としましては耕作放棄地状態、遊休農地という状態でありましたので、今回、転用手続を取るよう指導をして、4条の申請を出させたところであります。

以上です。

## 2番 近藤 千鶴委員

全体像が分からないと、なかなか耕作放棄地で農業を進めていくという上で、その全体像というのはすごく大変必要で、県の盛土条例に係るものとその農地法に係るものと違うから、農業委員の域を出るものではないというふうな、そのような今、解釈に私は受けたんですけども、やはり農業委員会として全体像をしっかりと見て、どのような方向性で行くのかというところ、それは農業委員全員が共通の課題とか情報として私たちは知っていくべきだと思うんですよ。ですので、ぜひ、どんなふうな感じでこれから行くのか。全体像というのもきちんとしっかりと把握して、農業委員に説明していただけるとありがたいなと。というのは、私もあの辺を何かどなたかがちょっと議会の中でキャンプ場がどうのというような話をちょっとこの辺で聞いたような話もあるし、また■■■■と何かすごく関連さがある、そういうこともあるものですから、やっぱりその辺はしっかりと農業委員としてしっかりと把握していただきたいなと思います。これ、よろしくをお願いします。

議長

事務局。

## 事務局 望月次長兼振興係長

すみません。先ほど言いましたように、これにつきましてはキャンプ場というのは何も計画はありませんので、この後、キャンプ場どうのこうのというのは、またそのとき審査しますので、これがキャンプ場があるじゃないかって推測で審査というのはできないというところで、今ある計画としましては、いわゆる農地改良、牧草地の部分がいわゆる大雨を降ると、みんな土が流れてしまうというような現状がありまして、それを改良するために農地改良ということでいわゆる一時転用ですね、一時転用をします。そして、これにつきましては、県の盛土条例に係る案件ですので、そうなりますと、農地改良に伴って、今現在、■■■■さんの所有のところに貯水池をつくらないといけないというところになったもんですから、4条の転用が出てきたというところであります。

議長

村松さん。

## 6番 村松 慎一委員

先ほど近藤委員が話していますように、■■■■の支配人がその立会いにしたというのは、結局、先ほどのお話をすれば、結局はキャンプ場にするんだから、私もこういう形に進めてくれというよう

な思惑があるじゃないかなというふうに取れるんですよね。これは取り方の仕方では何とも言えないですけど、それでなきゃ、■■■■の社員がここまで立ち入ることはないじゃないかと思うんですけど、その辺はどうですかね。

議長

事務局。

事務局 望月次長兼振興係長

すみません。■■■■の支配人さんにつきましては、一方では農業者でもありますので、そして牧草地を管理しているという状況でもありますので、いわゆる■■■■だからキャンプ場という、それはそのまま持っていくってこともやっぱりできないもので、いわゆる農地としていわゆる牧草も持っておりますので、そして実際、管理しておりますので、その辺を踏まえて、今回、農地改良ということでございます。

13番 牧澤邦彦委員

すみません。今、自分もちょっと言い方がまずかった。キャンプ場の話というのは、この工事が始まる前に、■■■■さんのある方から、将来、今やっているところが狭いから、ここへ埋め立てをして、キャンプ場を広めたいんだという話を聞いた中で、これからここをキャンプ場にするとか何だかというのはやはり、今、望月さんが言われるように、これからの話だと思うんですけど、そういう話がたまたま数年前に聞いていたものですから、盛土を入れてキャンプ場にするのかなという憶測の中で話したので、キャンプ場にするとかあれというのはまだこれからの話です。ただ、そういう話は数年前から聞いてました。

議長

はい、事務局。

事務局 望月次長兼振興係長

いろいろ御心配のほう、ありがとうございます。

いわゆるこれ、こちらにつきましては、現在、県の盛土条例の審査中でもありますので、農業委員会の意見としまして、■■■■さんの状況につきましては県のほうにも伝えておきます。その中において、いわゆるこの盛土行為について、いわゆる許可が下りるかどうかというところを判断を仰ぐようにしたいと思います。

そして、いわゆる農地法につきましては、その判断に基づいてその許認可が下りた段階で農地法の転用の許可をするということになりますので、その辺でどうかなというところで御理解いただきたいなと思いますけども。

議長

地元の農業委員さんもそれでいいですね。事務局の説明で。

はい。

## 10番 近藤 雅隆委員

地元の農業委員と、農地利用最適化推進委員さんがいます。8つの目がありますので、牧澤さんが特に見てくれるかなと思いがちですが、この会の中でも、いっぱい皆、共通の意見を持っていただいたと思うんですよ。もし何かのことがあって通ったら、あれ、おかしいんじゃないのかなという感じで、観察ではないですけど、みんなで見ただけだと。よろしくお願いします。地元の委員も頑張ると思いますけど、全体の農業委員さんにしろ、農地利用最適化推進委員さんにしろ、どこかの頭の隅に置いといてもらって見てもらえば、一番うれしいんじゃないのかなと思いますので、よろしくお願いします。

## 議長

今の話聞いていて、憶測でいろいろ言うと、結局、憶測のほうが頭に残るんですね。普通、あの人は泥棒やったよって言われると、その人が普通になっても、泥棒が残っちゃうのが人間の頭だと思うんですよ。だから、それは我々は県のほうにちゃんと書類的に出して、あれして、県のほうが許可が下りたら、うちの農業委員会でもという話でしょう、これは。事務局、それでいいだね。

## 事務局 望月次長兼振興係長

はい。いわゆるこれ、農地法だけじゃなくて、先ほど来、話をしておりますように、県の盛土条例の許可を取ってやるという事業で、今、現段階としては、申請中ということですので、これが許可を下りるかどうかというのはまだ確認は取れてないんですね。確認取ってないような状況でありますので、その辺もちょっと不十分だったのかなというのはあります。

そして、■■■■さんの状況につきましても、県の盛土対策課のほうへ、うちのほうからきちんとその辺は伝えておきます。その中において盛土条例の許可をしてもらい、いわゆる許認可を下してもらいたいという話をしておきますので、その後、いわゆる農地法の許可をするということになりますので、よろしくお願いします。そして、この辺につきましても、県の常設審議会のほうにも同じように説明をさせていただきたいと思います。

## 議長

それでいいですね。

では、農業委員による採決を行います。

議第67号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

## 議長

多数によって、議第67号は原案のとおり処理することに決定し、11月22日開催の静岡県農業会議常設審議委員会に諮ります。

「議第68号 非農地証明申請の審議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 望月次長兼振興係長

それでは、非農地証明申請の審議についてということで、議案の14ページを御覧ください。

朗読させていただきます。

議第68号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び第2項につきましては、関連があるため、まとめて説明のほうさせていただきます。別冊航空写真は10ページを御覧ください。

申請地は、上柚野です。市立柚野保育園の北側に位置する農地です。昭和40年に先代が申請地に住宅及び物置を建築し、建物東側には庭木等の樹木を植栽して使用してきました。平成26年に申請人が相続しましたが、遠方のため管理できず、現在に至っております。

このたびの非農地証明申請に当たり、宅地部分、こちらにつきましては第1項の申請地であります。そして、原野化した部分、こちらにつきましては第2項の申請地であります。そして、いわゆる農地部分に分筆をそれぞれしました。必要最低限度の面積にて申請を行うものです。

第1項の宅地部分については、都市計画法上は線引き前宅地のため問題ありません。どちらも10年以上前から宅地化及び原野化していることが確認でき、農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断したところであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

7番。

7番 佐野 強委員

ただいま審議中の第1項、2項について、先ほど事務局からお話があったとおり、同一申請人のため、合わせて調査報告をさせていただきます。

これにつきましては、先ほど議案64号のここの隣接地になります。

去る11月6日、申請者代理人、先ほどと同じなんですが■■■■行政書士さん、■■■■工務所さん、それと事務局2名、私と篠原推進員とで現地で現地調査及び話を聞きました。

まず現況としましては、ほとんど事務局と同じなんですが、第1項については亡きお父様の父が昭和40年に住宅2棟、物置1棟を建築し宅地化として利用していました。第2項については亡き父が隣接地の畑に庭木等を植栽し利用していましたが、その後、大阪へと転居し、管理ができなくなり、樹木等が大きくなり原野化したものです。この件につきましては都市計画の線引き前の既存建物等であり、今回の非農地証明に当たり、周囲の農地には影響がなく、申請書のとおり問題あり



ませんので、御審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第68号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第68号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第69号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

議案の15ページを御覧ください。

議第69号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和5年10月30日付富農第823号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙農用地利用集積計画（案）について説明をいたします。

ページを2枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画（案）の2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数8人、利用権を設定する者の数8人、利用権を設定する農用地の面積は計1万5,114平方メートルとなります。

1枚めくって、集積計画を御覧ください。

貸借について第1項から第9項まで、全て中間管理事業となります。

それでは、第1項から順に説明いたします。

第1項及び別冊航空写真11ページを御覧ください。

申請地は上条で、上条上区第一町内会集会所の北に位置する農地となります。受け人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。

移転後経営面積は3万4,961.71平方メートルとなります。

続きまして、第2項及び別冊航空写真12ページを御覧ください。

申請地は外神で、ファーマーズマーケットう宮～なの北に位置する農地です。受け人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規となります。

移転後経営面積は7万7,197.61平方メートルになります。

続きまして、第3項及び別冊航空写真13ページを御覧ください。

申請地は下条で、下条下区区民館の西に位置する農地です。受け人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は8,194.03平方メートルとなります。

続きまして、第4項及び別冊航空写真14ページを御覧ください。

申請地は星山で、星山グリーンタウン星山台の南に位置する農地です。受け人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規となります。

移転後経営面積は7万2,545平方メートルとなります。

続きまして、第5項及び第6項は同一受け人の案件ですので、まとめて説明いたします。別冊航空写真15ページを御覧ください。

申請地は西山で、芝川B&G海洋センターの北西に位置する農地です。受け人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は5年、再設定となります。

移転後経営面積は1万2,070平方メートルとなります。

続きまして、第7項及び別冊航空写真16ページを御覧ください。

申請地は上柚野で、和平橋の北東に位置する農地です。受け人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。

移転後経営面積は6,838平方メートルです。

続きまして、第8項及び第9項は関連しているため、一括して説明いたします。

別冊航空写真17ページを御覧ください。航空写真で白く囲われた部分が8項、黒く囲われている部分が9項となります。

申請地は山宮で、市立山宮小学校の西に位置する農地です。8項及び9項、受け人は議案書のとおりで、いずれも使用貸借権設定です。期間はいずれも7年10か月新規となります。

8項受け人の移転後経営面積は4,726.27平方メートル、9項受け人の移転後経営面積は768平方メートルです。

以上、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項に基づき、旧農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

荻君。

15番 荻 真教委員

第8項の会社、これ「■■■■」でしたっけ。

議長

「■■■■」。

15番 荻 真教委員

「■■■■」。この方って、大丈夫なんですか。別件で担当しているのがありまして、その管理がいまいちなもんですから、どうなのかなと思いました。

議長

事務局。

事務局 池田主査

■■■■についてですが、この会社は三島に所在をしております、富士宮市のほうで現在、荻委員が管轄しています富丘地区でも、営農型太陽光発電の下部の農地をやっている会社になります。

今回、山宮のほうで中間管理事業ということで新しく貸借をするという形に出ているんですが、実際は、この山宮の農地で既にブルーベリー畑をやっているという形になっています。

今回なんですが、この三島の■■■■がやっている農地の規模を縮小しまして、新しくより農地を活用していただけるこの9項の受け人のほうに一部分を渡すという、いわば縮小的な意味合いを持つものになっています。実際、荻委員が懸念しているところが分かる部分がございます、こちらの会社の代表取締役のほうが現在ちょっと御病気でちょっと入院していらっちゃって、耕作がやや滞っているところはあるんですが、状況等を見ながら進めていきたいかと思っております。

以上です。

15番 荻 真教委員

分かりました。

議長

ほかに。

[挙手なし]

議長

それでは、農業委員による採決を行います。

議第69号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長

多数として、議第69号は、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項の規定により処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として、「農地改良届出書の受理状況」を事務局から報告させます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。

農地改良届出書の受理状況、令和5年10月16日から令和5年11月9日について説明します。

本日配付しました農地改良届出書についての受理状況及び添付の航空写真を御覧ください。

農地改良届出書の提出が3件、事業完了報告書の提出が1件ありました。

それでは説明します。

第1項、申請地の畑に起伏が多数存在することから客土を投入し、畑面を平たんにして、作業の向上を図ることを目的として、届出があったものとなります。

第1項につきましては、11月上旬から工事着工予定、令和6年2月1日を工事完了予定としています。なお、申請地につきましては、中間管理機構による賃貸借の設定がなされていることから、土地所有者及び耕作者連名での届出となっております。

第2項です。申請地は、急勾配や凹凸があり、農作業車の走行や営農活動に影響が大きく、農地の造成を考えており、大沢川堆積土を搬入することで勾配や凹凸を改善し、今後の営農活動の効率化を図るため、令和5年3月10日から令和5年12月31日を工事予定期間として届出があったものです。なお、届出については、失念をしており、事業開始後に届出があったものとなっております。なお、今回の農地改良の工事発注者は■■■■となり、国の事業となります。このため、静岡県盛土等の規制に関する条例の適応はありません。盛土の施工内容の確認につきましては、■■■■が行うものとなります。

第3項、申請地の一部、申請地の北側、隣地境界付近に幅約1メートル、長さ100メートルの溝があり、危険であることから埋め立て、これを平らにすることを目的として、届出がなされました。工事予定期間は10月27日から11月1日で、11月1日に事業完了報告書が提出され、現地を確認しましたが、問題はありませんでした。

説明は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

はい。

9番 近藤 雅隆委員

事務局にお聞きします。この上井出の案件ですが、黒ぼくをどこから持ってくるというか、また客土をするということでしょうか。どちらから持ってくるのかなというのと、差し支えなければ、その業者さんも教えてもらえればと。どこの土を持ってくるのかなという。実際にここも牧草畑として多分利用してると思うんですけど、地力が大変ないものですから、そんな関係なのかなと思ってお聞きしたいと思います。

それと、根原の多分この土地もある■■■■って話ですけど、それ随時だと思いますけど、当然、牧草畑にするんだったら客土をしなきゃなんないなと思いますけど、そこら辺も一緒によろしくお願ひします。

議長

事務局、頼みますよ。

事務局 押尾主任主査

事務局です。

まず第1項でございますけれども、土の搬入先につきましては、富士市大淵の土、山土のほうを持ってくるということで届出をいただいております。

そして、第2項、根原の案件でございますけれども、こちらにつきましては、大沢、富士砂防です。富士砂防の大沢川の堆積土を持ってくるということでのお話となっております。

施工業者につきましては3社ございまして、2項でございますけれども、株式会社■■■■、株式会社■■■■、■■■■株式会社の3社による施工となっております。

第2項でございますけれども、こちらにつきましては、まず流れとして、申請人から■■■■のほうに土砂搬入の依頼がありまして、その■■■■から農政課のほうに土砂の利用依頼というのが出ております。農政課のほうから大沢川の洗浄土砂の利用協議会というところがございまして、こちらへ土砂の利用というものを上げまして、その後、国土交通省の砂防事務所のほうから、土の利用について要望を受託するという回答をいただいて、今回その土を利用すると。そういったものになっております。

最後に3項でございますが、こちらは極めて少量な土の搬入でございますけれども。

9番 近藤 雅隆委員

3項はいいよ。終わったんだから。終了報告だから別にそこまで求めていません。

事務局 押尾主任主査

説明は以上です。

議長

いいですか。

9番 近藤 雅隆委員

はい。いいです。だから、牧草畑として使ってもらえれば、一番こっちは、農業委員みんな同じだと思うんですけど、牧草収穫してもらえるのであれば、実際いいと思いますので、頑張ってくださいということしか。そこです。

議長

ほかにありますか。

議長

なければ、次回の農業委員会総会は12月11日を予定しております。

以上をもちまして、令和5年11月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

引き続き、2時半から農地利用最適化推進会議を行います。それまでは休息といたします。よろしく申し上げます。

午後2時22分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

8 番

会議録署名人

9 番